教育委員会議会議録［詳細］は、市役所１号館２階の市政資料室で公開しています。

・・・

佐 倉 市 教 育 委 員 会 会 議 録［会議概要］

令和６年３月教育委員会会議：定例会

期　　日	令和６年３月１３日（水）	開会　午後２時００分 閉会　午後３時０４分

会　　場　　社会福祉センター３階中会議室

出席委員	圓城寺一雄	教育長	吉村真理子	教育長職務代理者
	菅谷　義範	委員	熊倉　夏子	委員
	柴内　　靖	委員		

傍 聴 者　　１名

出席職員	教　育　長	圓城寺一雄（再掲）	教育部長	緑川　義徳
	教育部参事（学務課長事務取扱）	村上　武宏	教育部参事（指導課長事務取扱）	榎本　泰之
	教育総務課長	菊間　明美	教育センター所長	松原　和弘
	社会教育課長	舎人　樹央	文化課長	猪股　佳二
	教育総務課企画財務班長	平野　昌彦	学務課学校管理班	木村　　亮
事 務 局	教育総務課教育総務班長	千々岩和代	教育総務課教育総務班	實川　和博

〈 会議概要 〉

１　教育長開会宣言

２　報告事項

①　教育長より２件報告

１点目は卒業式、卒園式、閉園式について。中学校の卒業式は、本日３月13日に実施され、各委員にも出席いただいた。式は滞りなく終了したとの報告を受けている。なお、中学校の卒業生は、1,359 人。小学校の卒業式は、明日 14 日、15 日、18 日、19 日に行われる。また、佐倉幼稚園、弥富幼稚園の卒園式は３月 19 日、弥富幼稚園の閉園式は３月 21 日を予定している。

なお、小学校の卒業生は 1,331 人で、幼稚園の卒園生は 17 人、佐倉幼稚園 13 人、弥富幼稚園４人となっている。

２点目は、校長の目標申告、最終申告面接について。令和５年度はポスト

コロナによる学校経営の在り方が求められる１年であった。各学校では、コロナ禍の実践を踏まえた新しい教育活動を展開してきた。教育計画に従い、各学校ともに、おおむね目標を達成することができた。各校長は、働き方改革や教職員のメンタルヘルス維持の意識を持って学校経営に当たっていること。その上で、それぞれの役割を適切に分担するとともに、学校運営に参画する意識を高め、学校組織全体として総合力を高めることに注力しているということを強く感じた。

また、校長との面接の中で印象に残っていることとして３点。まず、不祥事防止について。その場に当該生徒の保護者がいても同じ指導、言葉遣い、行動ができるかを基準として暴言、わいせつ、セクハラ事案等の防止に取り組んでいるという報告があった。

次に、佐倉型カリキュラム実施に伴う教育課程の検討から、改めて平素の業務の在り方を見直すことができた。一例としては、適切な宿題の在り方や宿題の役割、それから、各種行事の目的や適切な準備時間等について、いま一度考える機会になったという報告があった。

最後に、共通する課題としては、いじめや人間関係のトラブルへの対応、不登校児童生徒増加への対応が挙げられた。

② 市民大学の卒業式等について【社会教育課長】

令和５年度に開催された市民大学の卒業式等について報告する。

中央公民館の佐倉市民カレッジは２月７日、臼井公民館のコミュニティカレッジさくらは２月 17 日、志津公民館のしづ市民大学は 12 月 16 日に卒業式等を修了した。なお、根郷公民館の根郷寿大学については３月 15 日に開催予定である。

日程や卒業生の数については資料のとおり。

来年度については、コミュニティカレッジさくらを除き、各市民大学において入学案内等を開始、または開始予定をしている。「次年度に向けて」の欄に募集の時期や人員数などを記載している。今後も、市民大学では学習内容を工夫しながら、様々な学習を通し、仲間づくりと地域活動へ積極的に参加できる人材が育つよう努めていく。

③ いじめの件数について【指導課長】

いじめの状況について報告する。２月末日のいじめの認知件数は、小学校が 322 件、中学校が 232 件の合計 554 件である。２月の新たな認知件数は、小学校が 32 件、中学校が 15 件で、合計 47 件となっている。来年度に向けて、いじめを含む、配慮を要する子どもたちについては、小学校と中学校で連携すること、また、学年間の引継ぎ等を確実に行うよう、全小中学校へ指示していく。

④ 感染症の状況について【指導課長】

２月 17 日から３月８日までの感染症の状況について報告する。インフルエンザが 429 名、新型コロナウイルス感染症が 63 名、溶連菌感染症６名、流行性耳下腺炎と感染性胃腸炎が各２名、水痘、アデノウイルス感染症が各１

名となっている。２月 17 日以降、インフルエンザによる閉鎖は幼稚園１園、学年閉鎖が３学年、学級閉鎖が５学級となっている。新型コロナウイルス感染症による閉鎖はない。今年度も残り僅かとなっているが、引き続き感染予防に努めていく。

≪委員から報告≫

感染症の追加報告をする。先週（第 10 週）３月４日から３月 10 日について、まずインフルエンザと新型コロナウイルス感染症だが、インフルエンザは新型コロナウイルス感染症の２倍ぐらいいる。印旛市郡医師会内での定点当たりの感染者は、総数がインフルエンザ 429 名で、定点当たり 17.88 だった。新型コロナウイルス感染症は 214 名で、定点当たり 8.92 なので、大体２倍ということ。その前の週（第９週）２月 26 日から３月３日だが、このときは、インフルエンザが定点当たり 19.96、新型コロナウイルス感染症が 10.92 だったので、両方とも減少はしているが、まだ定点当たりの数がインフルエンザは 10 を超えているので、引き続き注意をしていただきたい。

インフルエンザは、先々週の第９週、２月 26 日から３月３日に増えたが、また下がっている。前の週の第８週の２月 19 日から２月 25 日は、定点当たり 17.17 だったので、これより少し増えたが、また先週は下がっている状況。新型コロナウイルス感染症も同じで、第８週が定点当たり 10.5 なので、第９週、先々週少し増えたが、今週また 10 を切ったという状況である。普通に考えると、このまま落ち着いてくるはずだが、なかなか一筋縄ではいかない感染症なので、気をつけていただいて。春休みに入るため、学校での感染は、落ち着いてくるだろうと思う。

もう一つ気になるのは、感染性胃腸炎。第 10 週、３月４日から３月 10 日で、印旛市郡医師会内の総数が 153、これは定点当たりの医療機関の総数だが、定点で 9.56 であった。その前の週（第９週）２月 26 日から３月３日までが定点当たり 9.06 なので、ちょっと増えている。もう一つ前の週に戻って、２月 19 日から２月 25 日の第８週が定点当たり 7.25 だったので、少し増えている。これは、警戒レベル 10 に近づいているため警戒していただかなければいけないが、学校が休みになるので、これもそんなに爆発的には増えないだろうと思う。あとは、家庭での注意。

もう一つ、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が、無料での接種が３月で終わってしまう。４月以降は任意というか、インフルエンザと同じような形になるので、もし３月中に受けたいと考えている方は、ワクチンに少し余裕があるので受けてもいいかなということ。

３　議決事項

議案第１号　佐倉市教育委員会行政組織規則及び佐倉市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

教育総務課長より上程議案の説明

内容：本議案については、前回の２月の教育委員会会議において協議をいただいたものである。令和６年度から文化に関する業務が市長部局で執行されることに伴い、今回関係する規則について制定をするものである。

前回協議いただいた以降、１点修正がある。資料２ページ、佐倉市教育委

員会行政組織規則の新旧対照表、第５条第２項の部分、下線が引かれている部分について、「前条第 18 号」という文言が、改正後では第４条第 17 号が削除となることから、１号ずつ繰り上がり、「前条第 17 号」となる。それ以外については、資料１ページの改め文のとおりとなる。また、資料２ページから８ページが新旧対照表、資料９ページ以降は関係する規則を掲載している。

今後の予定については、本日議決をいただいたら、令和６年４月１日から施行する予定である。

≪議決事項についての質疑概要≫

質疑なし

≪議決結果≫

可決

議案第２号　佐倉市教育委員会事務処理規程の一部を改正する訓令の制定について

教育総務課長より上程議案の説明

内容：本議案については、前回２月の教育委員会会議において協議をいただいたものである。令和６年度から文化に関する事務等が市長部局で執行されることに伴い、今回関係する規程について整備するものである。前回協議をいただいた以降の修正はない。

資料１ページが改め文、資料２ページが新旧対照表、資料３ページ以降は関係する規程を掲載している。

今後の予定については、本日議決をいただいたら、令和６年４月１日から施行する予定である。

≪議決事項についての質疑概要≫

質疑なし

≪議決結果≫

可決

議案第３号　佐倉市民音楽ホール事業基金条例施行規則等を廃止する規則の制定について

教育総務課長より上程議案の説明

内容：本議案についても、前回の２月の教育委員会議において協議をいただいたものである。令和６年度から文化に関する業務が市長部局で執行されることに伴い、今回関係する規則について整備をするものである。前回協議をいただいた以降の修正はない。

資料１ページが改め文、資料２ページ以降は廃止する規則を掲載している。

今後の予定については、本日議決をいただいたら、令和６年３月 31 日をもって廃止となる予定である。

≪議決事項についての質疑概要≫
【委員１名より】
今回、市長部局に移るということで、市長部局の規則に入るわけだが、何の規則か教えてほしい。
【教育総務課長】
今回、こちらは教育委員会規則を廃止して、市長部局では、新たにこちらの規則を制定する。
【委員１名より】
それは、教育委員会から離れるため市長部局の検討ということで良いか。
【教育総務課長】
市長部局の検討になる。
【委員１名より】
資料について、この議題は市民音楽ホールの議題だが、この中に順天堂や武家屋敷の資料、あるいは美術館の資料が後ろにずっとついている。これは必要なのか、今回の討議において。
【教育総務課長】
今回、音楽ホール、美術館、そして堀田邸、順天堂、武家屋敷等、資料の１ページになるが、全部で８つの規則を廃止して、新たに市長部局で制定するというものになる。
【委員１名より】
その「等」に全部入っているということで良いか。
【教育総務課長】
「等」に全部入っている。

≪議決結果≫
可決

議案第４号　佐倉市教育委員会事務部局の職員の定数の配分に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
教育総務課長より上程議案の説明
内容：資料３ページ。２の背景の部分について、本規程の改正は、令和６年度から文化に関する事務等が市長部局で執行されることになったことを受けて、佐倉市職員定数条例の一部改正案が令和６年２月佐倉市議会定例会に議案上程されたことから、佐倉市教育委員会では、当該条例改正案が可決された場合、本規程において条例で新たに定められる職員数 152 人を上限として職員の定数配分を規定する必要が生じるため、改正するものである。
２ページの新旧対照表。第３条、（課等の兼務）の部分、「音楽ホール」、「美術館」の文言を削除する。
次に、別表、こちらは具体的に職員の定数配分を規定する部分だが、文化課が異動となることから、事務部局の定数を 64 人から 57 人に変更して、また音楽ホール、美術館についても異動となることから、削除する。これにより合計人数は 175 人から 152 人となる。

資料１ページが改め文、資料４ページ以降は現行の規程を掲載している。
今後の予定については、再び資料の３ページ。本日の議案が可決されたら、佐倉市議会２月定例会において、佐倉市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてが可決された場合に、令和６年４月１日から施行する予定である。

≪議決事項についての質疑概要≫
【委員１名より】
定数の関係で確認をしたいのだが、事務局が 64 から 57 というのは７名違うということで、これは文化課の人数ということか。
【教育総務課長】
事務局の部分で減らされている人数については、文化課の人数となっている。音楽ホールと美術館、文化課、合わせて全体で 23 人ということになっており、その分の人数を全体で調整して規定している。
【委員１名より】
市長部局に移ることによって、人数が減るわけだが、単純に引き算だけで本当に大丈夫なのかなという部分があり、例えば市長部局に移ることによって教育委員会行事を含めて調整する役割とか業務負担が増えるのではないかなと思うのだが、その辺の定数をそのまま単純に引いた形で大丈夫か伺いたい。
【教育総務課長】
今回定数で 23 人削減している部分については、本務の実際の職員の人数分を定数から除いているという設定になっており、影響はないものとして捉えている。
【委員１名より】
円滑な業務の流れを考えたときに、今残っている事務局職員の業務負担が増えることがないように十分配慮してやっていただいたほうがいいと思うので、お願いする。
【委員１名より】
今の話について、教育委員会としては 23 人減。これは市長部局に移ると、その分、市長部局が増えるということか。音楽ホールとか美術館は、現場で８人必要で、事務局については７人分が市長部局で増えるかどうか、その辺はいかがか。
【教育総務課長】
今回の規程では、各事務局、公民館、図書館と細かい規定があるが、条例上は全体の人数になるため、条例上の動きとしては 23 人分が動くような想定になっており、内訳までは、こちらでは確認ができていない。
【委員１名より】
教育委員会の負担が増えるであろうし、移って市長部局がそれなりの体制を取らないといけないわけであり、市長部局が文化課の枠として、そのくらいは取っておかないと、文化行政が少しおろそかになるのではないかという心配はあるので、意見としてお伝えいただければと思う。

【教育総務課長】
本日いただいた意見については、市長部局にもしっかりと申し伝えたいと思う。

≪議決結果≫
可決

議案第５号　佐倉市立幼稚園管理規則及び佐倉市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則の制定について
学務課長より上程議案の説明
内容：本議案については、前回２月の教育委員会会議において協議いただいたものとなる。前回協議いただいた内容から変更はない。
資料の１ページから９ページが改正規則の文面。資料の 10 ページから 18 ページは新旧対照表、19 ページ以降は現行の規則となっている。こちらは令和６年３月 31 日をもって和田幼稚園及び弥富幼稚園を廃止することになったことに伴い、関係する規則の整理を行おうとするものとなっている。
今後の予定については、本日の定例会において議決をいただいた後、令和６年４月１日から施行する予定である。

≪議決事項についての質疑概要≫
【委員１名より】
内容ではなくて、語句のことを少し教えていただきたい。１ページ、第１条の中頃に、「第 26 条第１項第２号中「学校安全保健法」を「学校保健安全法」に改める」と書いてあるが、これは昭和 30 年の法律だが、変えた理由は何か。
【学務課長】
前回、制定したときに、この法令の名前が記載ミスで違っていたため、今回この改定に合わせて修正した。

≪議決結果≫
可決

議案第６号　佐倉市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について
学務課長より上程議案の説明
内容：本議案についても、前回２月の教育委員会会議において協議いただいた内容のものとなっている。本訓令では、職員が出張を命じられた際の手続について定めている。本訓令では、出張が命令され、当該命令を受領した場合、所定の簿冊に受領した旨を記載することを求めている。しかし、現行の様式では千葉県の様式に準拠しているが、一部の項目において、本訓令と異なる項目があり、事務が非効率的な状況にあることから、千葉県の様式と統一を図り、事務の効率化を図る必要性が生じている。
旅費については、勤務条件の一つと解され、職員の旅費に関する規則等が定められ、旅費の請求に関する様式も規定されているところ、本訓令では旅

費の請求に関する様式が整備されていないことから、旅費の支給事務の効率化のため、旅費の支給事務に用いる様式を定める必要がある。

今後の具体的な対応方針について、１つ目として、職員の旅費に関する規則に規定されている旅行命令簿及び旅費の請求に関する様式を、本市においても用いることを規定する。２つ目として、その他様式について所要の整備を行う。３つ目として、本訓令の改正規程は令和６年４月１日から施行する。

なお､資料は２ページが新旧対照表、３ページから 60 ページは現行の規定、61 ページから 64 ページは教職員の旅費に関する規則となっている。

様式については、旧様式が資料の 20 ページの第４号様式、新様式が資料 63、64 ページの別記第１号様式から第３号様式となっている。

≪議決事項についての質疑概要≫

質疑なし

≪議決結果≫

可決

議案第７号　佐倉市学校歯科医の委嘱について

指導課長より上程議案の説明

内容：既に令和５年２月の教育委員会会議において、令和５、６年度の学校歯科医委嘱議案について議決いただいているが、臼井南中学校学校歯科医を務めていただいていた宮田幸忠先生が、体調の関係で臼井南中学校学校歯科医を退任したい旨、申出があった。それに伴い、後任について、印旛郡市歯科医師会佐倉地区代表に推薦依頼したところ、１ページのとおり、臼井南中学校の学校歯科医候補者として秀島潔先生の推薦があった。このたび臼井南中学校の学校歯科医として委嘱する。

したがって、３ページにある学校歯科医委嘱名簿 43 番に追加する。委嘱期間については、令和６年４月１日から令和７年３月 31 日までとする。

４ページに委嘱状（案)、５ページ目に佐倉市立小学校及び中学校管理規則を添付している。

≪議決事項についての質疑概要≫

【委員１名より】

今回、臼井南中は３名の歯科医の先生で、あとは西志津小が３名だったと思うが、やっぱりこれだけの人数が要るか。

【指導課長】

１名は、佐倉東小と掛け持ちをしているということと、今回秀島先生については、間野台小学校と掛け持ちしていただくということで、人数等の関係で３名必要と判断している。

【委員１名より】

児童生徒数からすると、もうちょっと多い学校もあり、そこが２名でやっているところがあるが、その辺は歯科医師会のバランスでということになるか。

【指導課長】
　歯科医師会に依頼して、いろいろ考えていただいた上での、この定員枠となっている。人数の配分等々考えた上でということで、今後も歯科医師会と協議しながら進めていければと思っている。
【委員１名より】
　例えば医科だと、科によってかなり１人で受け持たなければいけない科がある。歯科の場合は割合人数が多いので、その辺は掛け持ちなしでもよさそうな気はする。これは、歯科医師会の内部事情だと思うが、教育委員会から、その辺のバランスをということは常に話をしているか。
【指導課長】
　その辺の事情については、こちらからも歯科医師会に伝えた上で、今回秀島先生がもう一校やっていただくことになった経緯について、歯科医師会に加盟されている方で、来年度以降、学校歯科医を務められる方が１名おり、再来年度は今の部分が解消できると考えている。

≪議決結果≫
可決

４　追加議決事項及び追加報告

教育長より議決事項１件、報告事項１件の上程

（これより非公開審議とする）

［議案第８号　佐倉市教育委員会事務局職員等の人事異動について］

≪議決結果≫
可決

［令和５年度末県費負担教職員管理職等（校長、副校長、教頭）の人事異動内示について］（学務課長）
　最初に、１ページの佐倉市教育委員会事務局職員の割愛職員について。備考に記載があるとおり、７名の職員が各小中学校への異動となる。２名が教育委員会内の異動となる。
　また、令和６年度転入職員については、資料のとおり。
　割愛職員については、以上である。
　続いて、資料２ページ、３ページ目にある小中学校管理職の人事異動について。２ページ目が小学校、３ページ目が中学校となっている。最初に、校長職の役職定年者について説明する。３番目、佐藤和浩校長、11 番目、杉尾英樹校長、21 番、池田真一校長、３ページに行って、中学校の 24 番、前原美智雄校長、29 番、林一裕校長、30 番、加藤康男校長、33 番、野村英二校長、34 番、高瀬裕校長、以上８名が役職定年者となる。

その他の異動等については、紙面で確認いただければと思う。

次に、教頭職。12 番、腰地みなこ教頭、25 番、沢田俊行教頭の２名が役職定年となる。校長と同様、異動については、紙面にて確認いただければと思う。

なお、３月 28 日木曜日の午前中に、県教育委員会主催で県費職員の辞令交付式が行われる。同日午後には、佐倉市教育委員会で、中央公民館を会場に辞令伝達式を行う予定となっている。

（ここで非公開審議を終わる）

5　教育長閉会宣言